中央大学(大学院法務研究科)及び信州大学(経法学部)の法曹養成連携協定の変更協定

中央大学大学院法務研究科(以下「甲」という。)と信州大学経法学部(以下「乙」という。)は、令和2年3月26日付元文科高第1293号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定(以下「認定協定」という。)について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定(以下「本協定」という。)を交わす。

(乙の変更事項)

- 第1条 甲と乙は、認定協定における乙の連携法曹基礎課程(認定協定第2条第2号に規定する連携法曹基礎課程をいう。)の早期卒業を認定する要件について、次のとおり変更し、別紙のとおり改める。
 - 一 令和7年4月1日より、別紙3「1 年間の履修条件(キャップ)の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件」の「乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で44単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、該当する学生の年度当初の申請により、その上限単位数は54単位に緩和される。」を「乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で45単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、その上限単位数は55単位に緩和される。」に変更する。
 - 二 令和7年4月1日より、別紙3「2 早期卒業を認定する要件(1)法曹養成プログラムの履修」の修了要件から「三 連携法第6条1項に基づいて信州大学が法曹養成連携協定を締結した大学が実施した同条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。」の記載を削除する。
 - 三 令和7年4月1日より、別紙3「2 早期卒業を認定する要件(2)早期卒業の認定要件」に 「四 連携法第6条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。」の記載を追加する。

(甲の変更事項)

- 第2条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。
 - 一 令和7年4月1日より、法科大学院の入学定員を200名から160名に変更する。
 - 二 特別選抜の募集人員(5年一貫型)の定員を45名から40名に変更する。
 - 三 特別選抜の募集人員 (開放型) の定員を 45 名から 20 名に変更する。

(効力の発生)

第3条 本協定は、法第7条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

甲 中央大学 学長 河合 久 上記代理人大学院法務研究科長

小林 明彦

乙 信州大学 学長 中村 宗一郎 上記代理人経法学部長

廣瀬 純夫

中央大学(大学院法務研究科)及び信州大学(経法学部)の法曹養成連携協定

中央大学(以下「甲」という。)と信州大学(以下「乙」という。)は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づく法曹養成連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の機能を活用して実践的な連携協力を行い、体系的・一貫 的な教育課程を通じて、両者の法曹養成に寄与することを目的とするものである。

(法曹養成連携協定の対象)

- 第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹 基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。
 - 一 連携法科大学院 中央大学専門職大学院学則第3条に規定する甲の法務研究科法務 専攻(以下「本法科大学院」という。)
 - 二 連携法曹基礎課程 経法学部における法曹養成プログラムに関する内規に規定する 乙の経法学部総合法律学科の法曹養成プログラム(以下「本法曹コース」という。)

(法曹コースの教育課程)

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

(法曹コースの成績評価)

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

(法曹コースの早期卒業の基準等)

- 第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3の とおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。
- 2 乙は本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの 学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものと する。
 - 一 本法曹コースの各学生を担当する指導教員が、年1回以上の面談を行ったうえで、当該学生の修学状況を把握するとともに、乙の経法学部長は、その面談結果に基づき、必要に応じて学修指導体制の見直しを行う。
 - 二 本法曹コースの学生からの修学上の相談に応じる「法曹コース相談員」として、実務 経験のある教員又は法務博士(専門職)の学位を有する教員を2名以上配置する。

(甲の乙に対する協力等)

- 第6条 甲は、本法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。
 - 一 本法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、本法科大学院 の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること

- 二 甲及び乙が協議のうえ定めるところにより、本法曹コースにおいて開設される科目 の一部の実施に当たり、本法科大学院の教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続 を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置す るものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者の選抜方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、 以下の入学者選抜を実施する。
 - 一 5年一貫型選抜 論文試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行 う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合 否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項 は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間 満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない 場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反したときの措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者 に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。 (協定が終了する場合の特則)
- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において、現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

(協定に定めない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

2 前項にかかわらず、甲及び乙は、その合意により、本協定を変更することができる。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を 保有する。

2020年1月28日

甲 中央大学学長(代理人)

中央大学大学院法務研究科長

小 林 明 彦

乙 信州大学学長(代理人)

信州大学経法学部長

山 沖 義 和

別紙1

1. 乙の法曹プログラムの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的 に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

(乙の法曹コース「法曹養成プログラム」のカリキュラムポリシー)

学生は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六法に行政法を加えた基本科目を履修することにより、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を習得し、演習科目の履修を通じて総合的な問題解決能力を養う。さらに、実務における問題意識やその解決方法を学び、身に付けた理論や分析手法の知識を現場で活用し実践する能力を養成するため、アクティブ・ラーニング手法を多用した法務実習科目を複数履修する。

2. 乙の法曹コースの教育課程

(新カリキュラム) ※1

	学期	必修科目	選択必修科目 ※2		選択科目	選択科目	
学年		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1	前期						
1 年	1 1/X	民法総則・物権法	4				
		刑法 I	4				
	通	基礎演習	4				
	年						
		憲法	4				
		契約法I	4				
	期	刑法Ⅱ	2				
		民事訴訟法 I	2				
		刑事訴訟法	4				
2 年		行政実務	2				
+		統治機構論	2				
		契約法Ⅱ	2				
		不法行為法	2				
		行政法	4				
		民事訴訟法Ⅱ	2				
		民事執行・保全法	2				
		現代法務	2				
	쁘	契約法務実習	2	発展演習A	4		
		捜査法務実習	2				
		会社法 I	4	発展演習B	2		
3 年	前期	親族・相続法	2				
		行政救済法	2				

	後	担保法	2	発展演習B	2	
		会社法Ⅱ	2			
		企業取引法	2			
		裁判法務実習	2			
合	計		66		8	※ 3

- ※1 新カリキュラムは、令和 2 年度(2020年度)以降の入学者に適用される。平成 31 年度(2019年度)の入学者については、「旧カリキュラム」が適用され、「新旧カリキュラム対照表」のとおり科目の読み替えを行う。
- ※2 選択必修科目から4単位以上の履修が必要。
- ※3 全体として70単位以上の履修が必要。

(旧カリキュラム) ※1

		必修科目	_	選択必修科目 ※2		選択科目			
学年	学期	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
	前	民法総則	2						
1 年	期								
年	1/2	物権法	2						
		刑法 I	4						
	通年	基礎演習 I	4						
		憲法	4						
		統治機構論	2						
		契約法 I	2						
		契約法Ⅱ	2						
	1717	契約法Ⅲ	2						
2	44-11	刑法Ⅱ	2						
2 年		会社法 I	4						
		民事訴訟法	2						
		刑事訴訟法	4						
		行政実務	2						
		不法行為法	2						
	後期	行政法	4						
	期	民事執行・保全法	2						
		現代法務	2						
	通	契約法務実習	2	基礎演習Ⅱ	4				
	年	捜査法務実習	2						
	前期	親族・相続法	2	民事訴訟法演習	2				
		行政救済法	2	刑事訴訟法演習 I	2				
				労働法演習	2				
				環境法演習 I	2				
3 年	<i>5</i> %	担保法	2	行政法演習	2				
		会社法Ⅱ	2	倒産法演習	2				
		企業取引法	2	環境法演習Ⅱ	2				
		裁判法務実習	2	租税法演習	2				
				社会保障法演習	2				
合	計		64		22		※ 3		

^{※1} 旧カリキュラムは、平成31年度(2019年度)の入学者に適用される。

^{※2} 選択必修科目から4単位以上の履修が必要。

^{※3} 全体として68単位以上の履修が必要。

学	新カリキュラム	% 1	旧カリキュラム ※2		備考	
年	科目名 単位数		科目名 単位数		-	
_	日 注 纵 日	4	民法総則 ※3	2	旧カリキュラムの2科目を新カ リキュラムの1科目に統合す	
1 年	民法総則・物権法		物権法 ※3	2	る。	
	刑法I	4	刑法I	4	変更なし	
	基礎演習	4	基礎演習I	4	名称のみ変更	
	憲法	4	憲法	4	変更なし	
	製約法 I	4	契約法I	2	旧カリキュラムの2科目を新カ リキュラムの1科目に統合す	
	关小7位 I		契約法Ⅲ	2	る。	
	刑法Ⅱ	2	刑法Ⅱ	2	変更なし	
	民事訴訟法 I	2	民事訴訟法	2	名称のみ変更	
2	刑事訴訟法	4	刑事訴訟法	4	変更なし	
年	行政実務	2	行政実務	2	変更なし	
	統治機構論	2	統治機構論	2	変更なし	
	契約法Ⅱ	2	契約法Ⅱ	2	変更なし	
	不法行為法	2	不法行為法	2	変更なし	
	行政法	4	行政法	4	変更なし	
	民事訴訟法Ⅱ	2			新設	
	民事執行・保全法	2	民事執行・保全法	2	変更なし	
	現代法務	2	現代法務	2	変更なし	
	契約法務実習	2	契約法務実習	2	変更なし	
	捜査法務実習	2	捜査法務実習	2	変更なし	
	会社法 I	4	会社法 I	4	変更なし	
	親族・相続法	2	親族・相続法	2	変更なし	
	行政救済法	2	行政救済法	2	変更なし	
	担保法	2	担保法	2	変更なし	
	会社法Ⅱ	2	会社法Ⅱ	2	変更なし	
	企業取引法	2	企業取引法	2	変更なし	
3	裁判法務実習	2	裁判法務実習	2	変更なし	
年		選択必何				
	発展演習 A	4	基礎演習Ⅱ	4	名称のみ変更	
	発展演習 A	4	民事訴訟法演習	2	旧カリキュラムの 2 科目を新カ リキュラムの 1 科目に統合す	
			倒産法演習	2	る。	
	発展演習 A	4	労働法演習	2	旧カリキュラムの 2 科目を新カ リキュラムの 1 科目に統合す	
	75.00 D	1	社会保障法演習	2	る。	
	発展演習 A	4	環境法演習 I 2		旧カリキュラムの2科目を新カ リキュラムの1科目に統合す	
			環境法演習Ⅱ	2	る。	
	発展演習 A	4	租税法演習	2	名称を変更し、4単位化する。	
	発展演習 B	2	刑事訴訟法演習I	2	名称のみ変更	
	発展演習 B	2	行政法演習	2	名称のみ変更	

^{※1} 新カリキュラムは、令和2年度(2020年度)以降の入学者に適用される。

^{※2} 旧カリキュラムは、平成31年度(2019年度)の入学者に適用される。

^{%3} これらの科目は、平成31年度(2019年度)の入学者向けに開講済であり、法曹コースに所属する予定の者は履修済である。

別紙2 乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評語 注1	略記号	評価点数	G P	評価内容基準 注 2
秀	S	90-100	4	授業の到達目標の水準から見て卓越してい る
優	A	80-89	3. 33	授業の到達目標の水準よりかなり上にある
良	В	70-79	2. 67	授業の到達目標の水準よりやや上にある
可	С	60-69	2	授業の到達目標の水準にある
不可	D	50-59	1	授業の到達目標の水準よりやや下にある
	F	0-49	0	授業の到達目標の水準にない

<GPAの算出方法>

[履修登録した科目の単位数×当該科目のGP] の合計

GPA =

履修登録した科目の単位数 (不可(D·F)を含む、履修取消した授業は除く) 合計

注1:本法曹コースにおいては、良以上の評価を得た場合を合格とする。ただし、乙の卒業要件においては、可以上を合格として単位を認定する。

注2: それぞれの授業の到達目標は、シラバスに記載される。

- **別紙3** 乙の法曹コース(「法曹養成プログラム」)を履修する学生を対象とする早期卒 業制度
- 1 年間の履修条件(キャップ)の上限を超えて科目の履修を認める場合の要件

乙の経法学部総合法律学科の教育課程においては、履修登録できる上限単位数は、共通教育科目と専門科目の合計で45単位とされているところ、以下の要件を満たす場合には、その上限単位数は55単位に緩和される。

- ・ 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の修得単位数が30単位以上で、前年度の全体GPAが3.0以上であること。
- 2 早期卒業を認定する要件
- (1) 法曹養成プログラムの履修

[履修要件]

乙の経法学部総合法律学科に1年以上在籍した学生は、以下の要件をすべて満たす場合には、年度当初に所定の履修申込書を提出することにより、法曹養成プログラムを履修することができる。

- 一 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の修得単位数が30単位以上 であること。
- 二 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における前年度の全体GPAが3.0以上であること。
- 三 「民法総則・物権法」(ただし、平成31年度入学者については「民法総則」及び「 物権法」)、「刑法 I」をいずれも良以上の成績で修得済であること。

[定員] 10名(甲以外の連携法科大学院の法曹養成プログラム分を含む)

定員を超える申込みがあった場合には、乙の教育課程における前年度の全体GPAに「民法総則・物権法」(ただし、平成31年度入学者については「民法総則」及び「物権法」)、「刑法 I 」のGPAを加算した数値をもって選考する。

[修了要件]

- 一 法曹養成プログラムで修得した単位をすべて良以上の成績で修得していること。
- 二 法曹養成プログラムで修得した単位のGPAが3.33以上であること。

(2) 早期卒業の認定要件

乙の総合法律学科に3年以上在籍した学生は、以下の要件をすべて満たす場合には、3年次の年度当初に所定の早期卒業申請書を提出することにより、乙の教授会の議を経て早期卒業が認められる。ただし、3年次の2月末までに早期卒業の申請を撤回することができる。

- 一 乙の経法学部総合法律学科の教育課程において卒業に必要な所定の単位を修得していること。
- 二 乙の経法学部総合法律学科の教育課程における全体GPAが3.0以上であること
- 三 法曹養成プログラムを修了していること。
- 四 連携法第6条第2項第5号の入学者選抜に合格していること。

<別紙4>本一貫教育プログラムを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

第7条第2項の入学者選抜の実施に関する事項は、次のとおりとする。

なお、以下において「法曹基礎課程」とは、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に 関する法律第6条に基づき、いずれかの法科大学院との間で法曹養成連携協定を締結し た大学に設置された連携法曹基礎課程をいう。

【入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)について】

中央大学大学院法務研究科法務専攻(法科大学院)では、「實地應用ノ素ヲ養フ」という本学の教育理念に基づき、高度な識見と素養を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標をもつ人材を受け入れます。

入学者選抜に当たっては、志願者が、一般的な教養を備えていることに加え、大学における法曹コースでの教育を通じて専門的な学識を十分に修得してきたか否かを重視しつつ、 法曹としての資質・能力を総合的に評価します。

1 5年一貫型選抜

(1) 対象者

甲と法曹養成連携協定を締結している大学(以下、「協定関係にある大学」という。) の法曹基礎課程に在籍する学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1)協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、 甲が正当な理由があると認めた者
- 3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日 までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者

(3) 募集人員

40名(地方大学出身者専願枠5名を含む[注2])

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する(詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』 の記載に従うものとする)。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
- ②上記①以外の提出書類(志願者調書、任意提出資料[注3])
- ③甲法学既修者コース5年一貫型選抜において実施する面接試験の成績
- (6) 開放型選抜及び一般選抜への出願

開放型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7)入学資格

翌年の4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1)協定関係にある大学の法曹基礎課程を修了している者
- 2) 協定関係にある大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。) について単位 を修得した者

2 開放型選抜

(1) 対象者

法曹基礎課程に在籍する学生

(2) 出願資格

出願時において、以下の条件を全て満たす者

- 1)協定関係にある大学の法曹基礎課程3年次以上に在籍し、修了する見込みである者。もしくは、法曹基礎課程を修了したが、甲に正当な理由があると認めた者
- 2) 翌年3月31日までに協定関係にある大学を卒業を標準修業年限以内で卒業する見込みである者。もしくは、標準修業年限を超過して卒業する見込みであるが、 甲が正当な理由があると認めた者
- 3) 甲が指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)について翌年3月31日 までに単位を修得する見込みの者。もしくは、修得した者
- (3) 募集人員

20名

(4) 入学者選抜の実施時期

入学前年度の7月以降に実施する(詳細は、各年度に公表される『入学者選抜要項』 の記載に従うものとする)。

(5) 選抜方法

下記項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①在籍する大学における成績
- ②上記①以外の提出書類(志願者調書、任意提出資料「注3])
- ③甲法学既修者コース開放型選抜において実施する法律科目試験の成績
- (6) 5年一貫型選抜及び一般選抜への出願

5年一貫型選抜及び一般選抜との併願を妨げない

(7)入学資格

翌年4月1日時点において、以下の条件を全て満たす者

- 1) 法曹基礎課程を修了している者
- 2) 大学を卒業した者
- 3) 甲が「注1」で指定する法律基本科目(当該科目の範囲を含む。)の単位を修得した者。ただし、法曹基礎課程(「協定関係にある大学」を除く。)の設置科目が甲が「注1」で指定する法律基本科目の範囲を充足していないと認められる場合は、別途実施する試験に合格することを求めることとする。

3 一般選抜

(1) 入学者選抜の方法等

入学者選抜の方法等については各年度に公表される『入学者選抜要項』の記載に従う ものとする。

注1:甲が指定する法律基本科目及びその範囲は下表の通りである。

科目	範囲
憲法	憲法全般
民法	民法全般
刑法	刑法全般
民事訴訟法	民事訴訟法全般
刑事訴訟法	刑事訴訟法全般
商法	会社法
行政法	行政法総論および行政救済法

※開放型選抜における出願資格・入学資格において「行政法」の修得は必須としない。

注2:法科大学院を設置していない地方大学の法学部等に在籍している学生の場合、学業成績が優秀でかつ法曹を目指す意欲が高い場合であっても、さまざまな理由から法科大学院への進学が事実上、困難になっている。このような状況等に鑑み、複数の地方大学との間で連携協定を締結し、連携先の法曹基礎課程から学生を受け入れることを想定して5年一貫型選抜に地方大学出身者専願枠を設定する。

注3:任意提出資料は以下の通りである。

- ①外国語能力試験の証明書類
- ②国家資格の取得を証明する資料
- ③上記②以外の公的な資格の取得を証明する資料
- ④推薦状
- ⑤上記以外の志願者調書記載事項に関連する資料